

## 建設アスベスト給付金法のご案内

建設アスベスト給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）における給付金の支給に関する規定が令和4年1月19日に施行されました。

### 給付金制度の概要

#### ■対象は石綿ばく露建設業務に一定期間従事して石綿関連疾病に罹患した労働者等

建設アスベスト給付金は、建設業務に従事する労働者等に石綿による健康被害等を生じさせたことに関して、労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しなかった国の責任を認め、被害者に迅速な賠償を図る目的で創設された制度です。最高裁で国が敗訴したことを受け、訴訟原告団等との基本合意をもとに、判決において国の責任が認められた者と同様の被害者も対象とする給付金制度として与党が法案化を進め、令和3年6月9日に成立しました。施行は公布日（令和3年6月16日）から1年以内の政令で定める日とされ、令和4年1月19日に全面施行されました。

給付金の支給対象となるのは、次の3つの要件にすべて該当する者です。すでに国から賠償金・和解金を受けた者も、労災保険給付や石綿救済法に基づく給付を受けた者、現に受けている者も対象になります。

#### 給付金の支給対象者となる要件

表1 ●特定石綿ばく露建設業務

- ①国内において一定の期間に、石綿にさらされる建設業務（特定石綿ばく露建設業務）に従事したこと（表1参照）

期間	昭和47年10月1日～昭和50年9月30日
業務	石綿の吹付け作業にかかる業務
期間	昭和50年10月1日～平成16年9月30日
業務	一定の屋内作業場で行われた作業にかかる業務

表2 ●石綿関連疾病

- ②石綿を吸入することによって発生する疾病（石綿関連疾病）に罹患したこと（表2参照）
- ③労働者や一人親方等であったこと（表3参照）

①中皮腫
②肺がん
③著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
④石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4である またはこれに相当するものに限る）
⑤良性石綿胸水

表3 ●対象となる労働者等

- |   |
|---|
| ①労働基準法上の労働者   |
| ②省令で定める数（事業に応じて50～300人）以下の労働者を使用していた事業の事業主<br>【中小事業主】 |
| ③労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者【一人親方】                       |
| ④②中小事業主及び③一人親方が行う事業に従事する労働者以外の者【家族従事者等】               |
| ⑤死亡した①～④の遺族（優先順位は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順）               |

**■給付金額は疾病の程度に応じて7段階 従事期間の短さや喫煙習慣で減額あり**

表4 ●給付金の支給額

給付金の支給額は、石綿関連疾病の区分や症状の程度に応じて7段階に規定されています(表4参照)。ただ、特定石綿ばく露建設業務に従事した期間の長さや喫煙習慣の有無による減額があります。

具体的には、特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が疾病に応じてそれぞれ定められた期間(表5参照)を下回る場合、規定の給付金額から1割減額されます。また、肺がん罹患した者で喫煙の習慣がある場合も1割減額されます。

したがって、従事した期間が表5を下回り、喫煙習慣があった肺がん罹患者は、 $100\% \times 0.9 \times 0.9$  で計19%減額されます。

このほか、同一の事由で国から損害賠償等がされた場合は、その金額の限度で給付金が減額されます。同一の事由で国以外の者(建材メーカー等)から損害賠償や見舞金などが支払われた場合は、その金額により給付金が減額される可能性があります。

対象者の疾病の区分等	給付金額
①石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症*なし	550万円
②石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症*あり	700万円
③石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症*なし	800万円
④石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症*あり	950万円
⑤中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、または良性石綿胸水に罹患	1,150万円
⑥①及び③により死亡	1,200万円
⑦②及び④、⑤により死亡	1,300万円

\*肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸をいう。

表5 ●減額対象になる従事期間

石綿関連疾病	期間
肺がん、石綿肺	10年未満
著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	3年未満
中皮腫、良性石綿胸水	1年未満

**■請求期限は20年以内 受給後の症状悪化で追加給付金を支給**

請求期限は、石綿関連疾病に罹患した旨の医師の診断日、または石綿肺にかかるじん肺管理区分の決定日、いずれか遅いほうの日から起算して20年以内です。被災者が死亡した場合は、死亡日から20年以内です。

給付金を受けた後に症状が悪化し、表4の区分が変わった場合は、請求に基づき、すでに受給した分との差額を追加給付金として受給できます。前述の請求期限以内であることが要件です。

※給付金の詳細・手続きは、各担当者までご連絡・ご相談ください